

○岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則

昭和五十一年四月一日

岡山県規則第二十二号

〔岡山県立高等学校授業料減免に関する規則〕を次のように定める。

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則

(平二一規則六六・平二六規則四九・改称)

岡山県立高等学校授業料減免に関する規程(昭和二十四年岡山県規則第三十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県立学校授業料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第二十三号)第七条及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第四十八号。次条第二項において「通信制課程入学金等条例」という。)第一条の二第二項の規定により、岡山県立高等学校の授業料及び受講料並びに岡山県立中等教育学校の後期課程の授業料(以下「授業料等」という。)の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二一規則六六・平二六規則四九・平二七規則五・一部改正)

(授業料等の減免等)

第二条 知事は、岡山県立高等学校又は岡山県立中等教育学校の後期課程の生徒が、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日後に納期の到来する月分の授業料又は年度分の受講料の全部又は一部を免除することができる。ただし、当該事由の生じた日前に納入された授業料等については、免除しない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき保護を受けている世帯(保護の停止中の世帯を含む。)の生徒であるとき。

二 従来同一世帯にあり、主として生計を維持し、就学中の子及び弟妹の学資を負担している者(岡山県立高等学校の定時制課程及び通信制課程の生徒のうち勤労している生徒にあつては、当該生徒)が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。

三 前二号の場合を除き、従来同一世帯にあり、主として生計を維持し、就学中の子及び弟妹の学資を負担している者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害、家計急変(家庭の経済的事情の急変をいう。次項及び次条第二項において同じ。)その他の事由により生活に困窮し、他に学資を負担する者がないと認められる生徒であるとき。

2 家計急変が発生した者(次項において「家計急変者」という。)について、前項の規定により当該事由の発生の日以後に納期が到来する年度分の受講料の一部を免除した場合で

あつて、当該免除を受けた後においてもなお納入すべき当該年度分の受講料があるときは、通信制課程入学金等条例第四条第一項及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則(平成二十二年岡山県規則第三十三号)第二条の規定にかかわらず、当該納入すべき受講料の納入は、次の各号に掲げる通知のいずれかを受ける日までの間猶予されるものとする。

- 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成二十二年文部科学省令第十三号。次項において「就学支援金省令」という。)第三条第二項の規定による通知
 - 二 次条第一項の申請書を提出して行つた申請に対する受講料を減免し、又は減免しない旨の決定の通知
- 3 前項の規定により受講料の納入を猶予した後において、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める受講料は、免除する。
- 一 当該家計急変者が就学支援金省令第三条第二項の規定による認定をしなかつた旨の通知を受けた場合 当該猶予した受講料
 - 二 当該家計急変者について、就学支援金省令第三条第二項の規定による認定をした旨の通知を受けた後に、退学等により高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。)第三条第一項の就学支援金を支給すべき事由が消滅した場合 当該猶予した受講料(就学支援金支給法第十四条第三項の規定により読み替えて適用される同法第七条の規定によりその債権の弁済に同法第三条第一項の就学支援金が充てられる部分を除く。)
- 4 前各項の規定にかかわらず、知事は、岡山県立高等学校又は岡山県立中等教育学校の後期課程の生徒のうち学習に意欲のある生徒であると認められるものが、次に掲げる者に該当しないときは、その者が納入すべき授業料等の全部又は一部を免除することができる。ただし、既に納期の到来した授業料等については、免除しない。
- 一 専攻科に在学する者
 - 二 授業料等を免除することが岡山県立高等学校又は岡山県立中等教育学校の後期課程における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある者として次に掲げるもの
 - イ 就学支援金支給法第二条に規定する高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し又は修了した者
 - ロ 知事が別に定めるところにより計算した在学期間が通算して三年(岡山県立高等学校の定時制課程及び通信制課程にあつては、四年)を超える者
 - ハ 就学支援金支給法第三条第二項第三号に該当する者
(昭五一規則三二・昭五二規則一七・昭五三規則一九・昭五五規則五・昭五六規則二七・平一四規則五一・平二一規則六六・平二二規則四六の二・平二六規則四九・平二七規則五・一部改正)

(申請書等)

第三条 前条第一項又は第四項の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 保護者及び生徒の住所、氏名及び生年月日
- 二 学校名
- 三 減免を申請する事由
- 四 その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、他の申請手続等において既に提出している書類である場合その他の知事が別に定める場合は、この限りでない。

- 一 前条第一項第一号に規定する場合にあつては、県民局長又は福祉事務所長の証明書
- 二 前条第一項第二号に規定する場合、同項第三号に規定する場合(家計急変による場合に限る。)又は同条第四項に規定する場合にあつては、納税に関する事項に係る市町村長の証明書
- 三 前条第一項第三号に規定する場合(災害及び家計急変による場合を除く。)にあつては、固定資産評価に関する証明書及び納税に関する事項に係る市町村長の証明書
- 四 前条第一項第三号に規定する場合(災害による場合に限る。)にあつては、被害の程度に関する証明書
- 五 その他知事が必要と認める書類

3 前条第一項第二号又は第三号の規定により授業料等の減免を受けた者のうち、当該減免を受ける年度の前年度の納税に関する事項に係る市町村長の証明書を添えて第一項の申請書を提出したものは、当該年度の納税に関する事項に係る市町村長の証明書を改めて提出しなければならない。

(昭五二規則一七・昭五三規則一九・昭五五規則五・平一二規則五〇・平一七規則五三・平二二規則四六の二・平二六規則四九・平二七規則五・一部改正)

(減免の期間)

第四条 授業料等の減免の期間は、当該年度を超えないものとする。

(平二六規則四九・一部改正)

(減免事由消滅の届出)

第五条 授業料等の減免を受けている者は、減免を必要とする事由の消滅した場合は、直ちにその旨を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(昭五二規則一七・平二六規則四九・一部改正)

(減免の取消し)

第六条 知事は、第三条第三項の規定により改めて提出された納税に関する事項に係る市町村長の証明書により第二条第一項第二号若しくは第三号のいずれにも該当しないことが判明したとき、前条の規定による届出があつたとき、又は虚偽の申請に基づき減免を受けたものであることが判明したときは、減免の決定を取り消すものとする。

(平一二規則五〇・追加、平二二規則四六の二・平二六規則四九・一部改正)

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

(平一二規則五〇・旧第六条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和五二年規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山県立高等学校授業料減免に関する規則の規定は、昭和五十三年度の岡山県立高等学校の第一学年から適用する。

附 則(昭和五五年規則第五号)

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行し、この規則による改正後の岡山県立高等学校授業料減免に関する規則の規定は、昭和五十五年度の岡山県立高等学校の第一学年から適用する。

附 則(昭和五六年規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第五〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第五一号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第五三号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第六六号)
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第四六号の二)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日において現にこの規則による改正前の岡山県立学校授業料減免に関する規則第二条第二号に該当し、同条の規定により授業料の減免を受けている者に係る授業料の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成二六年規則第四九号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(適用)
- 2 この規則による改正後の岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日以降に納期が到来する受講料から適用する。

附 則(平成二七年規則第五号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(適用)
- 2 この規則による改正後の岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日以降に納期が到来する授業料及び受講料から適用する。この場合において、平成二十七年四月一日前に納期が到来する授業料及び受講料については、同規則第二条第四項ただし書の規定は、適用しない。